

入札参加資格登録業者各位

会津若松市役所契約検査課

### 使用印鑑について（通知）

このことについて、最近、入札、契約及び請求等において使用する印鑑について、市に登録している印鑑と押印している印鑑が異なることが散見されております。使用印鑑の誤りにより、支払い事務等に支障が生じてしまう恐れがあります。

つきましては、以下の点に十分留意し、使用印鑑を適切に使用していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 【使用印鑑について】

1. 使用印鑑は、市に届け出ていただいている印のことで、そのため、入札、見積り、契約締結及び代金の請求並びに受領に関する書類（完了届等契約後の市への提出書類を含む）に押印する場合は、必ず使用印鑑を押印してください。
2. 使用印鑑は、実印と同じ場合もありますし、違う印を届け出ている場合もあります。それぞれ業者ごとに異なります。  
※使用印鑑と実印を混同するおそれがある場合は、実印での登録をお勧めします。  
現在届け出されている使用印鑑が不明の場合は、事務担当の契約検査課へお問い合わせください。

##### 【実印の押印が必要な場合】

入札参加資格登録更新の際の更新申請書、暴力団の同意書及び資本関係・人的関係調書の「実印」と記載されているところには実印を押印してください。

##### ～使用印鑑誤りの例～

1. 使用印鑑を変更したにもかかわらず、市に入札参加資格登の変更届を提出していなかった。  
⇒使用印鑑を変更する場合には、速やかに、市契約検査課へ入札参加資格登録の変更届を提出してください。
2. 使用印鑑ではなく、市に使用印鑑として届け出をしていない印鑑を入札、見積り、契約締結及び代金の請求並びに受領に関する書類（完了届等契約後の市への提出書類を含む）に使用してしまった。  
⇒入札、見積り、契約締結及び代金の請求並びに受領に関する書類（完了届等契約後市への提出書類を含む）の押印が必要な書類には使用印鑑を押印してください。